

## 平成26年10月1日から証明書発行等の手数料が改定されます。

西原町では行政サービスの向上を図るため、各種証明書等の発行を迅速化する電算システム導入や改ざん防止用紙の購入などを行ってきました。しかし、これまで20年余にわたって据え置かれている現行手数料では、経費を賄えない状況となっています。そのため、財源の確保と町の財政基盤の強化を目的として、以下のとおり各種証明書の発行等に関して、手数料の額が変わります。町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

| 証明書等の種類   | 現行手数料 | 新手数料 | 担当課                   |
|---|-------|------|-----------------------|
| 印鑑登録に係る手数料  | 300円  | 400円 | 総務部町民生活課<br>☎945-5012 |
| 印鑑登録証明、住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書、公簿、公文書等の閲覧に係る手数料                           | 200円  | 300円 |                       |
| 所得証明、納税証明、課税証明、営業証明、扶養証明、資産証明、評価証明、課税台帳の写し、宅地課税証明、建物滅失証明、公課証明、地籍併合図の写し、台帳閲覧に係る手数料 | 200円  | 300円 | 総務部税務課<br>☎945-4729   |
| 契約、補助金、交付金等に関する証明に係る手数料   | 200円  | 300円 | 関係各課                  |
| 国保税納付証明、後期高齢者医療保険料納付証明に係る手数料  | 200円  | 300円 | 福祉部健康推進課<br>☎945-4791 |
| 介護保険料納付証明に係る手数料   | 200円  | 300円 | 福祉部介護支援課<br>☎945-5013 |
| その他の証明に係る手数料  | 200円  | 300円 | 関係各課                  |

## 都市計画法第34条第11号区域追加指定の告示について(住宅緩和区域の拡大)

平成26年5月2日付沖繩県告示第300号により、都市計画法第34条第11号区域(自己用住宅の立地緩和区域)が追加指定されました。区域の図面については、建設部都市整備課で閲覧可能となっています。

### 【都市計画法第34条第11号区域(自己用住宅の立地緩和区域)とは】

市街化調整区域において、自己用住宅に限り、許可要件が緩和される区域のことです。平成16年6月29日付沖繩県告示第508号によって、当初の緩和区域指定が行われています。今回2度目の見直し作業があり、緩和区域拡大に伴う追加指定となっています。

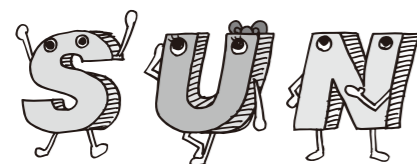
### 【主な許可要件】

- ① 自己の居住の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等であること
- ② 開発行為を行おうとする土地が当該区域内に存していること
- ③ 予定建築物の用途が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅(建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げるものを含む)であること
- ④ 予定建築物の敷地面積が150㎡以上であること

### 【指定区域】

平成16年6月29日当初 (幸地、翁長、呉屋、津花波、小波津、安室、桃原)の一部  
 平成25年4月23日追加 (池田、兼久、津花波、呉屋、上原、翁長)の一部  
 平成26年5月2日追加 (翁長、棚原)の一部

お問い合わせ 建設部都市整備課 ☎945-4496



情報力! 創造力! 技術力!  
**3つの力で新時代を開くサン印刷におまかせください!**

チラシやカタログ、パンフレットやポスター、案内状や名刺などあらゆる印刷物をお客様とのきめ細かいコミュニケーションを基本に企画・提案・製作・印刷に至るまでトータルでお引き受けいたします。

有限会社サン印刷 TEL098-889-3679

## 町道棚原徳佐田線の道路廃止(通行止め)について

町道棚原徳佐田線は、西原西地区土地区画整理事業のため、道路廃止(通行止め)となります。

これまで利用していたみなさまにはご不便をおかけするかと思いますが、事業へのご理解と迂回のご協力をよろしくお願いいたします。

### 実施日

平成26年6月15日(日)



\*町道棚原徳佐田線は、西原西地区土地区画整理事業の工事に伴い、平成26年6月15日(予定)より道路廃止(通行止め)となります。

町道棚原徳佐田線の道路廃止地図

お問い合わせ 建設部都市整備課 区画整理係 ☎945-5041

## 狂犬病予防注射のお知らせ

4月から計2回に分けて実施してきました平成26年度狂犬病予防集合注射ですが、残すところ6月22日(日)実施分で最後となります。愛犬家のみなさまで、愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また、最近犬を飼い始めたという方で、まだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けていますので、併せてお手続きください。

登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大切な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。



| 年 月 日         | 場 所         | 受 付 時 間  |
|---------------|-------------|--|
| 平成26年6月22日(日) | 西原町中央公民館駐車場 | 西原町中央公民館駐車場<br>9時~12時 13時~16時<br>(12時~13時は、昼休みのため受け付けません。) |

|       |  |                         |
|-------|--|-------------------------|
| 料 金   | ・予防注射  | 3,200円(注射済票のみの方は 550円)  |
|       | ・新規登録  | 3,000円(鑑札票再交付の方は1,600円) |
| 注 意 項 | ①登録している方は、予防注射のみの料金となります。また、平成26年4月1日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。 |                         |
|       | ②注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。  |                         |
|       | ③おつりのないようにご協力をお願いします。  |                         |

お問い合わせ 西原町役場 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018